

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成 23 年度前期)

平成 23 年 6 月

尼 崎 市 監 査 委 員

報 告 監 第 9 号
平 成 23 年 6 月 22 日

様

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	小	柳	久	嗣
同	都	築	徳	昭

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により財務(定期)監査及び行政監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の報告を提出します。

目 次

企 画 財 政 局	1
総 務 局	2
こ ども 青 少 年 局	3
産 業 経 済 局	4
水 道 局	5
選挙管理委員会事務局	6
公平委員会事務局	7

企 画 財 政 局

1 監 査 の 期 間

平成23年4月1日から平成23年6月6日まで

2 監 査 の 対 象

今回の監査は、総務課、秘書室（秘書担当、広報担当）、政策室（旧行政経営推進室調整担当分に限る。）、行財政改革室（旧行政経営推進室調整担当及び財政担当分に限る。）、公有財産課（旧都市政策課公共施設担当分に限る。）の所管する平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監 査 の 結 果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、基金等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

なお、自動車運送事業会計補助金に係る交付要綱の区分に基づく精算額の検証が不十分であったことから、交付要綱を適切に見直し精算額の検証を行うよう要請した。

また、外壁改修工事を行った中学校校舎が、その2年後に改築の決定が行われその後撤去されたが、外壁改修工事の財源として市債を活用し、撤去後も市債の繰上償還を行っていないものがあったことから、施設の計画的・効率的な改修・整備と適切な財源措置を行うよう要請した。

総 務 局

1 監査の期間

平成23年4月1日から平成23年6月6日まで

2 監査の対象

今回の監査は、法制課、地域研究史料館、人事管理室（人事担当、行政管理担当、給与担当）の所管する平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務、財産管理等事務等については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、支出事務及び契約事務については、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

(1) 契約事務等手続が正しく行われていなかったことについて

所管課契約事務において、分割発注や業者決定方法の誤り等、事務手続が正しく行われていないものがあった。

（法制課、地域研究史料館、人事担当、行政管理担当、給与担当）

適正な契約締結を確保するため、契約事務手続は正しく行うこと。

(2) 選挙業務に従事した公営企業職員に対する手当支給について

公営企業職員に選挙事務に従事させた場合、投票業務及び開票業務については特殊勤務手当が、それ以外の業務については超過勤務手当が市長から支給されているが、これら手当の支給と支給方法について根拠となる規定が整備されていなかった。

（給与担当）

公営企業職員の選挙業務に係る手当の支給と支給方法については、そのあり方を含めて検討し、適正な事務処理に改善すること。

なお、職員証カードの印刷ミスが多発し、原因不明のまま同カードの追加購入を行ったが、当初発注分が改良されたものと交換されたことから、追加購入分は当面不必要なものとなった。このような状況においては、発生原因を見極めたうえで適切な対応策を講じるよう要請した。

こども青少年局

1 監査の期間

平成23年4月1日から平成23年6月6日まで

2 監査の対象

今回の監査は、こども青少年企画課、こども家庭支援課、青少年課、児童課の所管する平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務、基金等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

産 業 経 済 局

1 監査の期間

平成23年4月1日から平成23年6月6日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課、産業振興課、産業立地課、しごと支援課、地方卸売市場の所管する平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

なお、建築後相当年数経過している労働福祉会館及び労働センターにおいては、指定管理者と連携して施設の状況を常に把握し、その状況に応じて必要な措置を講じるよう要請した。

水 道 局

1 監査の期間

平成23年4月1日から平成23年6月6日まで

2 監査の対象

今回の監査は、工務課、給水装置課、管路補修課、神崎浄水場、工業用水課の所管する平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務、支出事務、財産管理等事務、工事関係事務等については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、契約事務については、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

業務委託及び工事の設計書について

工事の設計において、工事内訳書の作成誤りや一般管理費の補正係数誤り等、積算基準等の内容に添って正確に積算されていない事例が多数あり、そのチェック体制も十分に機能していなかった。

(工務課、管路補修課、神崎浄水場、工業用水課)

業務委託及び工事の設計における設計金額の算出は、請負の契約金額を決定するため重要なものであり、積算基準等に基づき正確に積算すること。

また、正確な積算を行うために検算等のチェックを十分に機能させるよう要請した。

選挙管理委員会事務局

1 監査の期間

平成23年4月1日から平成23年6月6日まで

2 監査の対象

今回の監査は、選挙管理委員会事務局の所管する平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

公平委員会事務局

1 監査の期間

平成23年4月1日から平成23年6月6日まで

2 監査の対象

今回の監査は、公平委員会事務局の所管する平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、支出事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、適正かつ効率的に処理されていた。